

就業を可能とするための支援を強化する。

なお、子育て等との両立を可能とするための働き方の見直しは、女性だけでなく男性も含めて行う。

(3) 高齢者への就業支援～元気な高齢者が活躍できる社会を作る

高齢者は高い就業意欲を持ち、長年の職業生涯で蓄積された職業能力を持つ貴重な人的資源であり、人口の高齢化が今後ますます進展する中で、その能力が十分に発揮される社会にしていく。

高齢者雇用については、すでに 65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を通じた雇用機会の確保に向けた対策が進められている³⁸ところであるが、こうした取組を確実に進める。

加えて、60 歳代後半層への雇用・就業支援の検討、さらに働く意欲がある限り働き続けることができる社会の構築に向けた検討を進める。その際には、採用から退職まで年齢にかかわらず雇用管理のあり方について検討する。また、中年期からの再就職・創業等、高齢期における多様な働き方を視野に入れた職業生活設計に関する取組に対しても支援する。

さらに、雇用以外の就業・社会参加に向けて、現に地域に根付いているシルバー人材センターの活用等による地域密着型の就業を支援する。

また、団塊の世代が順次引退過程に入ることにより、熟練した技能及び高度の知識を有する労働者が不足する事態が予想されることから、中小企業における技能の円滑な継承を促進するための取組について支援していく。

(4) 福祉から就労へ～障害者、生活保護等を受けている人の自立を手助けする

障害者の就業意欲が高まる中、障害者の雇用は進展しているものの、一方で障害の重度化や多様化が進んでいる状況を踏まえると、福祉・医療サービス等との連携の強化、障害の種類及び程度等に応じたきめ細かな支援を行い、障害者の自立支援を強化していく。また、通勤が困難な障害者等にとって、在宅就業等多様な就業の選択肢が提供されることは、就業機会を拡大することにつながるため、その環境を整備する³⁹。

一方、生活保護等を受けている人の数が近年増加している⁴⁰が、そうした中

³⁸ 厚生労働省は、2004年に成立した改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、2005年3月には、2005年度から2012年度までの8年間を計画期間とする「高年齢者等職業安定対策基本方針」を策定した。

³⁹ 精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施設との有機的な連携等を主な内容とする改正障害者雇用促進法が第162回国会で成立した。

⁴⁰ 生活保護の被保護世帯（2005年2月）は約102万世帯（前年同期比約5万世帯増）。内訳を見ると高齢世帯が最も多い（46.6%）。また、高齢、母子、傷害・傷病世帯を除いたその他世帯（9.5%）が近年、増加している（厚生労働省「平成16年度福祉行政報告例」（速報値））。